

令和5年6月7日（令和5(2023)年度第13号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「第5回こども未来戦略会議」が開催される～「こども未来戦略方針」案が示される～
- 「第16回規制改革会議」が開催される～規制改革推進に関する答申が公表～

■ 「第5回こども未来戦略会議」が開催される ～「こども未来戦略方針」案が示される～

これは、本ニュース令和4年度第42号でお伝えしている「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、今後必要となる政策強化の内容、予算、財源について議論すべく、全世代型社会保障構築本部のもとに、岸田 文雄 総理大臣を議長として設置されたものです。

第5回会議では、「こども未来戦略方針」案が示されました。

「こども未来戦略方針」案では、今後の「こども・子育て政策の強化」に向けた「3つの基本理念」が掲げられ、今後3年間の集中的な取組として行われる「加速化プラン」において実施される具体的な施策および財源の考え方が示されました。

特に保育に関連する内容として、下記が示されています。

(全国保育士会事務局抜粋)

II. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

2. 3つの基本理念

(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、

- 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
- 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上への政策の重点を移すこと
- これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産時から 0～2 歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化すること
- 貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うこと
などが必要となっている。

Ⅲ.「加速化プラン」～今後 3 年間の集中的な取組～

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上～75 年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021 年 12 月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された 1 歳児及び 4・5 歳児の職員配置基準について 1 歳児は 6 対 1 から 5 対 1 へ、4・5 歳児は 30 対 1 から 25 対 1 へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

- 0～2 歳児の約 6 割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度(仮称)」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024 年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

上記のとおり、「こども・子育て政策の強化について（試案）」でも示されていた職員配置基準の改善や更なる処遇改善が明記されるとともに、「こども誰でも通園制度（仮

称) 」について、「現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」とされ、「本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024 年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する」とされました。

「加速化プラン」の財源については、「2028 年度までに徹底した歳出改革等を行い」、「実質的に追加負担を生じさせないことを目指し」、「『加速化プラン』の実施が完了する 2028 年度までに安定財源を確保する」とされました。「その間に財源不足が生じないように、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債を発行する」とされています。

この間言われてきた、「こども・子育て予算倍増」については、「『加速化プラン』の効果の検証を行いながら」、「2030 年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見込国の予算の倍増を目指す」とされ、「その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する」とされています。

こども未来戦略会議 資料の詳細は以下をご参照ください。

- 内閣官房トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > こども未来戦略会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/index.html

■ 「第16回規制改革会議」が開催される～規制改革推進に関する答申が公表

令和 5 年 6 月 1 日、「第 16 回規制改革会議」が開催され、「規制改革推進に関する答申(案)」が議論されたのち、「規制改革推進に関する答申」が公表されました。

「規制改革推進会議」は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について相同的に調査審議する場であり、今回の答申は、前回の取りまとめ以降、約 8 か月をかけて取り組んできた項目について取りまとめられたものです。

保育に関連する項目として、以下の 3 点が示されています。

- ・ 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し
- ・ 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し
- ・ 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減

それぞれの詳細については、下記ホームページに掲載されている資料の該当ページをご確認ください。

- 内閣府トップページ > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

- ・ 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し・・・[56 ページ](#)

- ・ 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し
・・・84 ページ
- ・ 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減・・・105 ページ